



令和6年7月22日
自動車運送事業安全監理室

トラック事業者に対する行政処分(事業停止等)について

下記のとおり、一般貨物自動車運送事業者に対し、貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づく事業停止命令を行いましたので、お知らせいたします。

行政処分内容の詳細につきましては、別添のとおりです。

記

事業者名:有限会社旭葉

代表取締役:葉 家茂

事業者住所:旭川市豊岡10条8丁目6番地11

営業所名:有限会社旭葉

営業所住所:上川郡鷹栖町2962番地386

【 問い合わせ先 】

北海道運輸局自動車運送事業安全監理室 笹治 海老名

TEL : 011-290-2744

●行政処分等について

1. 行政処分年月日

行政処分年月日：令和6年6月26日

2. 事業者の氏名又は名称及び所在地

有限会社旭葉
北海道旭川市豊岡10条8丁目6番地11

3. 当該命令に係る営業所の名称及び所在地

有限会社旭葉
上川郡鷹栖町2962番地386

4. 命令の内容

有限会社旭葉営業所に係る事業の停止 3日間
(令和6年7月22日16時から令和6年7月25日16時まで)
事業用自動車の使用停止 240日車
(令和6年7月25日から令和6年8月28日及び30日まで)
(6両を34日間、1両を36日間)
文書警告
輸送の安全確保命令

5. 監査の端緒及び違反行為の概要

旅客運送適正化事業実施機関、貨物自動車運送適正化事業実施機関及びタクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第34条 第1項に規定する適正化事業実施機関(以下「適正化事業実施機関」という。)や利用者等からの情報、街頭監査や事業用自動車への添乗調査(事業用自動車に添乗(乗車)して運行状況等を確認する調査をいう。)の結果等により、法令違反の疑いがある事業者を端緒に、令和6年2月20日に事業者営業所にて臨店監査、令和6年3月14日に旭川運輸支局にて呼出監査を実施したところ、各種違反行為が判明したものと。

6. 違反事実及び違反条項

- (1) 疾病、疲労等のおそれのある乗務員を乗務させたこと。【40日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (2) 定期点検整備を実施していなかったこと。(2回未実施)【5日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)
- (3) 定期点検整備を実施していなかったこと。(3回未実施)【130日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)
(貨物自動車運送事業法施行規則第3条の2)

- (4)整備管理者に研修を受講させていなかったこと。【10日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第1項第2号)
(貨物自動車運送事業法施行規則第3条の4)
- (5)点呼の一部が実施されていなかったこと。【10日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)
- (6)点呼の記録の記載事項等に不備があったこと。【警告】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (7)点呼の記録の改ざん・不実記載があったこと。【60日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8)運転者台帳の作成のないものがあったこと。【警告】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (9)運転者台帳の記載事項等に不備があったこと。【警告】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)
- (10)指導監督告示に基づく運転者に対する指導及び監督が不適切であったこと。
【10日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (11)運転者に対する指導及び監督の記録のないものがあったこと。【警告】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)
- (12)特定運転者に対する適性診断を受診させていなかったこと。【10日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)
- (13)運行管理者に講習を受講させていなかったこと。【10日車】
(貨物自動車運送事業法第17条第4項)
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)
- (14)運行管理者の補助者の要件を満たしていないものを補助者として選任していたこと。
【警告】
(貨物自動車運送事業法第18条第1項)

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)

7. 違反点数の付与状況

当該命令により付された違反点数 28 点

北海道運輸局管内における累積違反点数 28 点

以下余白